

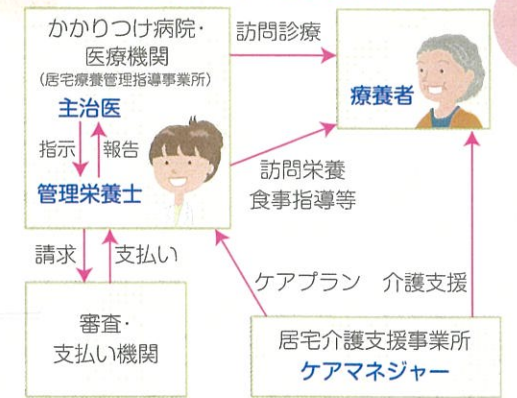
介護保険事業者の皆さん、医療関係者の皆さん、地域行政関係者の皆さん、  
 私たち管理栄養士が、皆さんと協働して、地域での栄養ケア活動に貢献します  
 介護保険や健康保険を使って、利用者・患者さんに必要なサービスを提供します



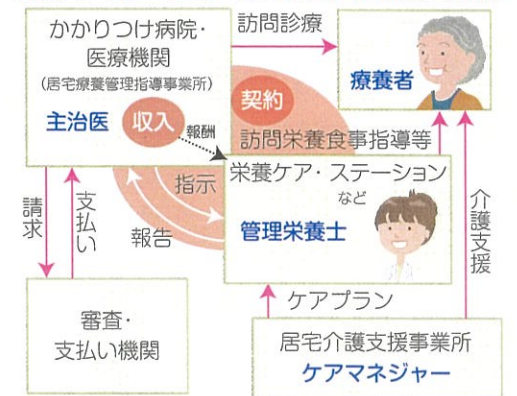
管理栄養士を職員として雇用している場合は、その職員がサービスを提供しますが、  
 いない場合でも、フリーランスその他の管理栄養士と個別に契約を結んでサービス  
 を提供する方法や、栄養ケア・ステーション\*にご相談いただき、派遣の手続きを含めて  
 地域活動のできる管理栄養士を紹介する方法等もあります。

\* 栄養ケア・ステーションとは、(公社)日本栄養士会・都道府県栄養士会等が開設する、管理栄養士が地域住民の皆様へ栄養ケアを提供するサービスステーションです。場所などがわからない場合は、都道府県の栄養士会へお問い合わせください。

医療機関内の在宅医療チームとして訪問する場合



栄養ケア・ステーションの管理栄養士が訪問する場合



地域の居宅療養管理指導事業所として訪問する場合

